

第3章 国民の権利及び義務

第28条 労働基本権 「団結権」

第28条 労働基本権

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

労働組合で団結を感じたことがあるか

司会 II 今回のテーマは憲法28条です。日本国憲法は、弱い立場にある労働者を使用者と対等な立場に立たせることを目的に団結権、団体交渉権、団体争議権を労働基本権として保障しました。これは労働者が人間らしい生活のできるものであることを保障する（25条生存権）とともに、個人の尊重（13条）の理念に

基づく自己決定権として位置づけられています。これは、自分の働いている労働条件の決定に主体的に参加していく権利として保障されているということです。今回は、この労働基本権の中の団結権について皆さんと一緒に考えていきます。

最初に労働組合で団結をどんな時に感じてこられたかみんなデイスカッションしたいと思います。

S II 父親が日本油脂で働いていてリストラされそうな時に、労働組合があったので、父親の首切りが撤回されたことを経験しました。労働者としてメトロに入団して、初めてストライキを経験したときに、労働組合はみんなと一緒に闘わねば

賃上げや労働条件も良くならないんだなと感じたわけです。最初は言われるままやっていたんですが、やっぱり、団結しなければ賃上げできないことがわかったんですよ。

T II Gさんからメールが来たんです。「東武労組では1988年、本部、支部、分会が一体になって遮光幕闘争を闘ってきた結果、運転席の背面については運転席が見えないようにすることを勝ち取り、現在まで続いているという成果があり団結を感じる」と言うことなんです。皆さんに伝えておきます。

K II 会社では運転士を監視しきれないからお客に前を見せて監視させる攻撃です

## ◆みんなの学習講座

ね。会社が拠点駅指導に出てきたとき、組合側も体制をとって運転士への激励行動をとった。運転士は胸ポケットに「組合の指導に従って遮光幕を閉めています」と書いた紙を入れて抵抗したんですよ。みんなの団結が感じられましたね。それと、会社の研修が3日間行われたとき、2日目が分会執行委員会だったので、研修には出なかつたんです。そしたら、会社業務部からよびだしがあった。それも組合指示で拒否したんですよ。それから本区の詰め所に50人くらい大勢の仲間が、反対集会を開いてくれた。生きた労働運動があつたし、その時に団結を感じましたね。

EⅡ 69年に労働組合を結成しようという話が出てきて、しかし、会社に漏れるんじゃないかと怖かつたですね。71年73年まで毎日が会社との攻防でした。一時金に対する回答も話にならなくてストライキをしました。会社は脱退攻撃を強めてきました。組合は昼休みにみんなを集めて労働歌を歌って抵抗しましたね。

その時団結を感じました。団結というのは、要求して闘う中で強まり、労働組合はいかにあるべきかということを学んだ気がします。

HⅡ自分は74年から市職青年部で、当時ストライキは半日とか30分ストとかやり始めました。一番印象に残っているのは当時、市長と団体交渉してて市長が交渉から出ていくのをピケで止めたんだよね。執行部、組合員が結束してやれたことが団結を感じましたね。

YⅡ 68年に市役所に入ったときは、革新市長で800人位で組合が作られていた。賃上げの団交では、市長・人事部長・助役が出てきて組合員が大勢参加して会議室がいっぱいになり、階段まであふれて300人位だったですかね、団交も仕事終わって徹夜でやり、休憩時間は労働歌を歌って盛り上がりました。当時は勢いもあつたけど、今思うとあれが団結だったのかと思います。

MⅡ私が会社に入ったときは、ユニオンショップで全員組合員なんです。工場移

転攻撃で毛呂山もろやまに行けというわけですよ、いけなければ辞めるしかない、転勤するか辞めるかしかない、転勤同意約款（転には同意が必要という会社と組合で交わした合意）を会社が破つたので裁判をやり勝利しました。団結を感じました。その後、転籍通知約款（配転は通知すれば可能）に組合が変更したので脱退して合同労組に入りましたが、今でも団交権があるから、要求が出せます。私にとっで生きていく中で絶対必要なものとして「労組法」はあります。

### 団結できない原因はどこにあるのか

司会Ⅱ皆さん団結を感じたときは、ストライキをした時とか会社から処分を受けたときにみんなが集まって阻止し、守ってくれたからとか、賃金交渉の団交で300名位席を連ねていたとか言われましたが、団結権があつてそこに労働組合があつて、そこに守られ生かした形で団結を感じてこられたと思うんですね。だけ



労働者の団結が示された闘い①（三池闘争）

ど、過去にはあったが現在は感じられなくなつた。何故そうなつたのか話し合いたいと思います。

**S II** 今までは、年功序列型賃金や、労働条件が保障されてきた。現在では、職能給での分断や、エリート職とかを分けることで、非正規労働者を多く発生させたと思うんです。それが団結権を奪つてきた原因ではないかと思う。それと体制的合理化攻撃が強まったことと、労使協調路線が出来上がってきたことが関係して

いると思うのです。分断されるような状況が出来てしまった。

**E II** 評価主義とか労働者を小集団管理する攻撃が強い。競争の中で自分を守る為に仕事優先で、団結するよりも自分の身は自分で守ることだと思われているんだね。

**S II** 個人で解決する。春闘で賃金が上がらない分は、残業で対応する。そういうことにならざるを得ないということじゃないですか。

**H II** 職場の若い人に何故、組合に入らないのか聞いたんですよ。話をするといいか、労働者同士の話が少なく離れていくんじゃないだろうか、コミュニケーションが不足すると痛みがわからなくなる。学習と合わせて、いろんな職種の人と話し合えないと団結が見いだせないと感じるね。

**司会 II** 団結権が生かされないのは、会社と対等に交渉する場がない、そういう場を作らせないような様々な攻撃がされていると思うんですけど。

**H II** 対等と言うのはよっぽど構えないと、気持を持続できない。交渉では対等でも職場では業務命令があるわけで上下関係になる。ストライキで団結している時はあるけども、日常的に生かしていくのは難しい。

**司会 II** 対等になるために団結権がある。

**A II** 職場で組合を日常的に意識しているところはないです。春闘になると要求額を決めるアンケートが出るわけでもないし、どこで、誰が話し合つて要求を作っているんだかわからない、組合の存在が薄いですね。身近に感じられません。

**K II** 団結ねえ、今は公休一つとっても勤務形態が変わつて、一緒に飲みに行く、飯を食いに行くということがないんです。疲れて真つすぐ家に帰つてしまうのが現実ですよ。困つた時は会社にも言えない組合にも言えない、自分でなんとかするしかないというのが現実なんじゃないんですか。

**E II** 評価制度の中でがんじがらめに縛られているからだ。動員に行かない、職場

## ◆みんなの学習講座

集会に参加しないのもその表れた。しかし、がんじがらめに縛られている中に闘う条件が隠されている。そこを見つければ闘うというのが弱いと思う。

KⅡ団結とは何ぞや、ですよ。団結とは階級関係で存在するものじゃないですか。不平・不満を、要求として取りまとめ実践し、要求し、又実践するということが実に重要だと思えます。家族を含めた声を集約し組合員に伝えるという生活と労働というサイクルが昔あった。これが大事なんだよ。

### 自民党案の狙いは何か

#### 憲法28条 自民党草案

2 公務員については、全体の奉仕者であることに鑑み、法律の定めるところにより、前項に規定する権利の全部又は一部を制限することができる。この場合において、公務員の勤労条件を改善するため、必要な措置が講じられなければならない。

司会Ⅱ それでは憲法28条の自民党草案について討論したいと思えます。自民党草案はなぜ公務員を狙ったのでしょうか。HⅡ 自治体は旧三公社五現業から見ても、ゆるい部分があることを感じるよね。

だ、ゆるい部分があることを感じるよね。国労が攻撃されて、同じように自治体も攻撃されたけれどまだ活動がやれる。闘えると思えます。現在公務員制度や人権制度の見直しで、賃金を下げるといって2013年人事院の報告が出されているという厳しい情勢ですけど。

司会Ⅱ 国家公務員は復興の関係で7・8%賃下げを実施されているようです。

3 割弱の地方自治体で賃下げは未実施と報道されていましたが。

HⅡ それは、各政令都市が下げれば、それに準じるというのが地方自治体にはあって、すでに賃下げされている。人事院勧告遵守というのが地方自治体は財源が厳しいので守られていない。だから、これではたまたらないという意味で阻止してきたのもある。

司会Ⅱ 頑張っていたんだね。自治体の中

で闘っている人を許さないがための自民党案ではないか。これは明らかに闘わせないということですね。

AⅡ 世間は親方日の丸で見ているんですけど、闘って歯止めをかけているんだと言っても理解してくれない。だから自民党の狙いは、地方公務員の闘う力を取り除くために徹底して民間並みにしていこうとして、28条の2項が出されたのではないか？

司会Ⅱ 全体の奉仕者という書かれ方はどう思いますか。

HⅡ 公務員は奉仕者でなく労働者であることには間違いない。

司会Ⅱ この2項は、労働組合もダメと言っているのと同じじゃないの。

HⅡ 現業は団体交渉して協定を結ぶことが出来る。しかし、行政職員の組合は団体交渉しても協約の締結権がない。賃金抑制しますよと議会を通って条例化してしまつたらそれまで。一部を制限することが出来るとなれば、権利の全部に影響する、団結する権利が侵されてしまう。



労働者の団結が示された闘い②（スト権奪還闘争）

## 団結権を取り戻す今後の闘いとは

司会Ⅱ それでは職場・地域に憲法 28 条 団結権を取り戻すとりくみを交流してきましたと思います。Hさんにお聞きします。非正規の問題で学校事務の臨時職員だけが 60 歳定年で、他は 65 歳が雇い止めなのにおかしいという問題があります。そこはどんなふうに取り組んでいいか、うと思っっているんですか。

HⅡ 65 歳まで認めると要求している。

ただ当局は教育委員会の中でいい回答をくれない。社会福祉協議会は以前 65 歳まで雇用する回答を勝ち取った。教育委員会のほうが 60 歳までで更新しませんが、この状況にあります。現在、県本部統一要求書として当局に提出しています。すくなくとも文書回答させ交渉をやっていきたくと思っています。それと非常勤の就労支援相談員に 5 年の雇い止めが生じています。実態と合わないので交渉を強めたいと思います。

司会Ⅱ ユニオンネット埼玉では団結権という相談にいられた方との団結ですかね。

SⅡ 団結権ということはユニオンを結成することでしようね。6 年前に結成したんです。意思統一が不足していた急な結成だったので、組合員の団結を生かす取り組みが不十分のところがあります。活動は、ホームページを作り、月 1 回の執行委員会、2 カ月に 1 回の駅頭宣伝で、解雇・パワハラ・雇い止めを含めて 4 件ほど闘ってきました。

KⅡ この職場でも団結がなくなりつつある中で、ユニオンに一人で駆け込むと相談したいという人が必ず出ざるを得ないという追いこまれたところもあると思うんで、そこにユニオンの存在がでてるんでしようね。

司会Ⅱ Kさんはどうですか？ 主務試験が実施されているということについては？

KⅡ 組合は管理職試験ではない、賃金上がるから受けてくれというのですけども合格後の業務内容がはっきりしてないし、実際には助役（管理職）をやっている人もいます。はやまったと言っている人もいます。会社も選別の道具として合格させているんです。段々受験する人が増えてきましたね。しかし、受験を拒否する人もいますから、あきらめずに本音を含めた「なぜか、どうしてか、どうしたら良いのか」と、話し合いを続けていくことが団結を強めることにつながると思います。

司会Ⅱ 仲間の気持をつかむというか、仲

## ◆みんなの学習講座

間に寄り添うという団結作りが非常に重要だと思うんですが、その所はいかがでしょうか？

S II 生活の状況とか、健康状態に悩んでいたんで、ユニオンの組合員の家に行ってきたんですけど、相手から土足で気持ちの中に入ってくると言われたこともある。しかし、じっくり話し合うということが団結の第一歩だと思えます。

Y II 団結がなくなるとどうにかなると思っ  
ているんじゃないだろうか？

A II 私もそういうところがあります。我慢してどうにかやっちゃう。仕事が多くなっても出来ませんと言いつつ切れないところもある。仕事ができる人が入ってくれば、いらなくなるかもしれないね。

Y II 相談できる場所があるから、働き続けることが出来るんじゃないの。

A II そうかもしれない。団結かね。

司会 II 私も職場の中で、隣の人が仲間だと思ふことが困難な時がある。隣の人が共通の要求や同じ立場を共有する人と思えない。そうなると団結どころではなく

なる。だから、まず話をしないと団結することにほならないと思うのです。話をしたくないと思う人と話をするということによって、その人の家庭の事情が分かり、自分と同じなのだとかわかってきました。やっぱり交流することによって団結することができると思っています。

H II 2010年7月非正規の学校事務臨時職員労働組合の結成を担いました。労働者の団結を妨げているのは資本による非正規雇用と正規雇用との分断ですからね。学校事務臨時職員に対してフルタイムから一週30時間労働へ、時給870円から830円への一方的変更攻撃があったんです。怖さもあつたんですけど労働組合を結成して闘い、撤回勝利しました。組合員は「ものを当局に言える。泣き寝入りしなくて良かった」と言っています。やっぱり団結して闘わなければ生活は守れないことが分かったのです。あきらめずに闘いつづけることが団結権を取り戻すことだと思います。

A II 体制的合理化は闘わねば生活は守れ

ないという生きた学習と交流が団結に必要なことだということなんだね。

司会 II まだ意見があると思えますが一定の方向が出たのと、時間がありませんのでまとめたと思います。憲法改悪の攻撃が強まっている中で、憲法を守ること、憲法28条を職場・地域生活の中で生かすことの討論は働く者の生存権を守るということ、大変意義ある討論が行われました。討論でも言われていましたが団結権を取り戻す今後の闘いとは「労働運動の再生」を勝ち取ることにほかなりません。成果主義・格差と競争による分断等の諸合理化を進める資本・安倍政権と労働運動の衰退の中で抵抗しても無駄、ものを言っても無駄とあきらめては生活は守れません。好むと好まざるとにかかわらず、闘わざるを得ない現状に追い込まれていることを学習会や交流会で共通の認識とすべきです。労働組合は組合員が主人公です。「展望は取り組み次第」を胸に刻み共に頑張りましょう。

本日は有難うございました。